

富士山安全指導センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、富士山における登山者の安全を確保するため、安全登山指導を実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 富士山安全指導センター運営協議会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、以下のとおりとする。

(1) 富士山登山者に対する安全登山指導事業

- ア 24時間体制による安全登山チラシの配布並びに登山者数の把握
- イ 登山者からの質問や要望などについての電話案内を含む案内

(2) 登山者の救護事業

登下山者に救護の必要が生じた場合における、警察署、消防署、山小屋等と協力して行う救護事業

(3) その他、安全登山に必要と認められる事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象事業に要する経費は、次のとおりとする。

補助対象経費区分	補助対象経費の内訳
運営費	指導員及び不整地運搬車両の運転士配置に要する経費（委託料・賃金・旅費・食糧費・被服費・損害保険料・自動車等の借上料・有料道路通行料・荷揚手数料等）
管理費	安全登山指導に必要な諸用具の整備及びチラシ等の作成に要する経費 富士山安全指導センター及び不整地運搬車両の保守管理に要する経費（燃料費・電話料・修繕料等）

※その他知事が認める経費

(補助金の額)

第5条 補助対象事業費に3分の2を乗じて得た額と予算に定める額を比較していずれか低い額

(補助金交付の申請)

第6条 補助事業者は、毎年5月末日までに補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他参考となる資料

(補助金交付の条件)

第7条 規則第6条による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が定める重要な変更は、軽微な変更以外の変更とする。
- (2) 補助事業により取得した財産については、当該財産に係る管理規定を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ることとする。

(補助事業の軽微な変更の範囲)

第8条 前条（1）に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の各経費区分相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
- (2) 事業目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であつて額の増額を伴わないもの

(財産の処分制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち、取得財産等を補助金の交付を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(補助事業の計画変更、中止、廃止)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更等により、当該事業を変更（第8条に規定する軽微な変更を除く。）、中止又は廃止しようとする場合は、事業内容変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により、知事の承認を受けなければならぬ。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、所定の事業を完了したときは、完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに実績報告書（様式第6号）に写真を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、補助金交付申請書の内容について適當と認めたときは、交付決定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知する。

- 2 知事が必要と認めたときは、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(証拠書類等の整備及び保管)

第13条 補助対象事業者は、当該経費の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整理し、事業年度終了後5年間保存しなければならない。

附 則 この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第1号)

(番 号)
年 月 日

山梨県知事

殿

富士山安全指導センター運営協議会
会長

年度富士山安全指導センター運営費補助金交付申請について

このことについて、次のとおり交付していただきたく関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 円

- 2 添付書類
- ① 事業計画書
 - ② 収支予算書
 - ③ その他知事が必要と認める書類

(様式第2号)

事 業 計 画 書

1 計 画 の 概 要

(事業の概要を記入) ※別紙可

2 実 施 計 画

(主な事業の実施内容を記入) ※別紙可

(様式第3号)

年度収支予算

収入の部

項目	予算額	摘要
負担金		(各市町村計)
補助金		
諸収入		(預金利息等)
繰越金		
(その他収入のある事項)		
合計		

支出の部

項目	予算額	区分	予算額	摘要
安全指導センター運営費		運営費		
予備費		管理費		
(その他支出のある事項)				
合計				

※その他必要に応じて節以降提出(任意様式)

(様式第4号)

(番号)
年月日

山梨県知事

殿

富士山安全指導センター運営協議会
会長

年度富士山安全指導センター運営費補助金に係る
補助事業により取得した財産処分承認申請書

年度富士山安全指導センター運営費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、富士山安全指導センター運営費補助金交付要綱第9条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

(様式第5号)

(番 号)
年 月 日

山梨県知事

殿

富士山安全指導センター運営協議会

会長

富士山安全指導センター運営費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 号をもって交付決定があったことについて、
次のとおり変更（中止・廃止）したいので、富士山安全指導センター運営費補助金
交付要綱第10条の規定により申請します。

○変更の場合

- 1 変更の理由
- 2 事業計画書（様式第2号による）
- 3 事業予算書（様式第3号による）

（注）上段に変更前の事項を（）書きし、下段に変更しようとする事項を記載
すること。

○中止（廃止）の場合

- 1 中止（廃止）の理由

(様式第6号)

(番号)
年月日

山梨県知事

殿

富士山安全指導センター運営協議会
会長

平成 年度富士山安全指導センター運営費補助金実績報告について

年 月 日付け 号で交付決定のあったことについて、
富士山安全指導センター運営費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金交付決定額 円

- 2 添付書類
- ① 事業報告書
 - ② 収支決算書
 - ③ 写真
 - ④ その他知事が必要と認める書類

(様式第7号)

(番号)
年月日

富士山安全指導センター運営協議会

会長 殿

山梨県知事

富士山安全指導センター運営費補助金交付決定通知書

年月日付けで申請のあった富士山安全指導センター運営費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年月日付けで申請のあった交付申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

4 補助事業の期間は、交付決定日から年月日までとする。

5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各経費区分相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならぬ。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の处分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は 年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第8号)

(番号)
年月日

山梨県知事

殿

富士山安全指導センター運営協議会
会長

概算払請求書

年月日付け 第 号で交付決定のあった富士山安全指導センター運営費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名 預金種別(当座・普通)

口座名

No.